

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
なお、水道事業会計、下水道事業会計においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
該当なし
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの……………取得原価

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 15 年～50 年
工作物 10 年～60 年
物品 3 年～20 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…………定額法
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。（令和元年度は計上なし）
- ② 徴収不能引当金
長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の不納欠損実積率等により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を公営企業会計との在職年数按分により計上しています。
なお、水道事業会計については、新会計基準適用時の計上不足額及び一般会計等との負担区分明確化に伴う水道事業会計の計上不足額について、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数（10年）にわたり、均等額を費用処理しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（12月から3月までの4か月分）を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (7) 全体資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）
なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
ただし、水道事業会計、下水道事業会計においては、税抜方式によっています。
- (9) 連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理
該当なし

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
該当なし
- (2) 表示方法の変更
該当なし
- (3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急支援事業等を実施することに伴い、当該事業に係る費用及びその財源となる国庫支出金等収益の増加が見込まれます。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

| 団体 (会計名) | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない 損失補償債務等 | | 総額 |
|-------------|-------|---------------------------|---------------|--------|
| | | 損失補償等引当金 計上額 | 貸借対照表 未計上額 | |
| 自治会 | - | 3.8百万円 | - | 3.8百万円 |
| 市民 | - | - | 4.0百万円 | 4.0百万円 |

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象会計

| 会計名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|-------------|----------|-------|--------|
| 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | - |
| 介護保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | - |
| 後期高齢者医療特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | - |
| 水道事業会計 | 公営企業会計 | 全部連結 | - |
| 下水道事業会計 | 公営企業会計 | 全部連結 | - |

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営事業会計・公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。

47 件 1,193,239 千円

ア 内訳

事業用資産 1,193 百万円

土地 1,193 百万円

物品 0 百万円

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。